

○総務省告示第二百三十四号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十二条の八の三の規定に基づき、令和四年総務省告示第六十三号（無線電力伝送用構内無線局の条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年六月二十三日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

一九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する無線電力伝送用構内無線局 〔削る〕	<p>一 一九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する無線電力伝送用構内無線局 〔削る〕</p> <p>1 1 〔略〕</p> <p>2 2 〔略〕</p> <p>3 3 〔略〕</p> <p>二 二・四GHz帯の周波数の電波を使用する無線電力伝送用構内無線局</p> <p>1 電波の強度が別表第一号に掲げる値以上減衰することが明らかである壁等（窓その他の開口部を含む。）で区画された空間（室内又は閉空間内をいう。）で運用すること。</p> <p>2 前号に掲げる条件のほか、地下又は地上一階で運用すること。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>三 五・七GHz帯の周波数の電波を使用する無線電力伝送用構内無線局</p> <p>1 前項第一号に掲げる条件</p> <p>2 前項第三号から第七号までに掲げる条件（受電装置についてはこの限りでない。） 別表第一号 減衰量の値の表</p> <table border="1"> <tr> <th>周波数</th> <th>減衰量</th> </tr> <tr> <td>2.4GHz帯</td> <td>14デシベル</td> </tr> <tr> <td>5.7GHz帯</td> <td>16デシベル</td> </tr> </table>	周波数	減衰量	2.4GHz帯	14デシベル	5.7GHz帯	16デシベル
周波数	減衰量						
2.4GHz帯	14デシベル						
5.7GHz帯	16デシベル						

一九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する無線電力伝送用構内無線局 1 電波の強度が別表第一号に掲げる値以上減衰することが明らかである壁等（窓その他の開口部を含む。）で区画された空間（室内又は閉空間内をいう。以下同じ。）で運用すること	<p>一 一九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する無線電力伝送用構内無線局 1 電波の強度が別表第一号に掲げる値以上減衰することが明らかである壁等（窓その他の開口部を含む。）で区画された空間（室内又は閉空間内をいう。以下同じ。）で運用すること</p> <p>1 1 〔同上〕</p> <p>2 2 〔同上〕</p> <p>3 3 〔同上〕</p> <p>4 4 〔同上〕</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>1 前項第一号に掲げる条件のほか、地下又は地上一階で運用すること。</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>1 第一項第一号に掲げる条件</p> <p>2 前項第二号から第六号までに掲げる条件（受電装置についてはこの限りでない。） 別表第一号 〔同左〕</p> <table border="1"> <tr> <th>周波数</th> <th>減衰量</th> </tr> <tr> <td>916.7MHz以上920.9MHz以下</td> <td>10デシベル</td> </tr> <tr> <td>2.4GHz帯</td> <td>14デシベル</td> </tr> <tr> <td>5.7GHz帯</td> <td>16デシベル</td> </tr> </table>	周波数	減衰量	916.7MHz以上920.9MHz以下	10デシベル	2.4GHz帯	14デシベル	5.7GHz帯	16デシベル
周波数	減衰量								
916.7MHz以上920.9MHz以下	10デシベル								
2.4GHz帯	14デシベル								
5.7GHz帯	16デシベル								

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。